

六ヶ所村出産・子育て応援給付金のご案内

(国の出産・子育て応援給付金)

国の施策に基づき、出産と子育てを応援するため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援を行う『伴走型相談支援』と『経済的支援』を一体として実施します。



伴走型相談支援

- ①妊娠届出時：面談とアンケートを実施
 - ②妊娠 7～8 か月頃：訪問にて面談とアンケートを実施
 - ③出生届出後：面談とアンケートを実施
- ※面談等の対象者：妊婦・産婦など

経済的支援

- ※※伴走型相談支援の面談実施後に支給※※
- 出産応援給付金：妊婦に対して給付
 - 子育て応援給付金：新生児に対して支給
- ※支給方法：指定した口座へ振り込み



1. 支給対象者

- ① 出産応援給付金：妊婦 1 人に対して **5 万円**
- ② 子育て応援給付金：新生児 1 人に対して **5 万円**

※本事業に該当される方で、令和 4 年 4 月 1 日以降に妊娠届出をされている方や出生児を養育されている方には、令和 5 年 2 月上旬に個別通知致します（3 月下旬に支給を予定しています）。

2. 支給方法

申請受付後、書類等に不備がなければ、支給決定通知書を送付し、1 か月程度で指定口座に振込みます。

3. 支給までの流れ



※裏面もご確認ください。

よくあるご質問



Q 所得制限はありますか。

A : 所得制限はありません。

Q 出産応援給付金の振込口座を夫名義の口座とすることはできますか。

A : 出産応援給付金の申請者（妊娠届出時、面談を受けた妊婦）名義の口座への振込みが原則です。

Q 流産・死産となりました。出産応援給付金の支給を受けることはできますか。

A : 妊娠届出後、流産・死産となった場合でも、出産応援給付金の支給対象となります。

Q DV(ドメスティックバイオレンス)などにより、やむを得ず、住民票を元の住所地である六ヶ所村から異動させずに、別の市町村に避難しています。この場合、六ヶ所村・避難先の市町村のどちらへ出産応援給付金の申請をすればいいですか。

A : 避難先の市町村で面談を受けた場合は、避難先の市町村に申請することができます（避難先で申請を行う場合は、子ども支援課までその旨をご相談ください）。

Q 里帰り先で出産し、面談（新生児訪問等を実施する場合）を受けました。この場合、子育て応援給付金の支給は里帰り先の市町村と六ヶ所村のどちらで対応してくれますか。

A : 里帰り出産をした方に対しては、六ヶ所村で子育て応援給付金を支給します。

お問い合わせ

六ヶ所村役場 子ども支援課 家庭支援室

「六ヶ所村出産・子育て応援給付金（国の出産・子育て応援給付金）」窓口

〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 475

電話 0175-72-8035

「六ヶ所村出産・子育て応援給付金（国の出産・子育て応援給付金）」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに六ヶ所村から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや支給のための手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに六ヶ所村の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。